

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第27号
事故等種類	運航不能（操舵機損傷）
発生日時	平成25年1月18日（金） 08時11分ごろ
発生場所	山口県周防大島町笠佐港沖 周防大島町所在の大磯灯台から真方位226°1,100m付近 （概位 北緯33°56.8′ 東経132°10.1′）
事故等調査の経過	平成25年2月20日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 かささ、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	291-26032山口、周防大島町
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	操舵機の油圧シリンダと舵頭材とを接続する金物が折損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、乗客3人を乗せ、平成25年1月18日08時10分ごろ、笠佐港を出港し、周防大島町小松港に向かった。 本船は、08時11分ごろ、笠佐港沖において、突然、舵が効かなくなったことから、船長が操舵機室内を確認したところ、操舵機の油圧シリンダと舵頭材とを接続する金物が腐食して折損していた。 本船は、近くを通り掛かった漁船にえい航されて小松港に入港した後、修理された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長は、約13年前から本船へ乗船していたが、操舵機室の点検は本事故時までに3～4回しか実施しておらず、さらに、3～4年前の点検で油圧シリンダと舵頭材とを接続する金物に錆が生じていることを認めていたものの、運航には支障がないものと思い、運航を続けていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、笠佐港沖を小松港に向けて航行中、操舵機の油圧シリンダと舵頭材とを接続する金物が腐食して折損したことから、操舵不能となり、運航不能となったものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、笠佐港沖を小松港に向けて航行中、操舵機の油圧シリンダと舵頭材とを接続する金物が腐食して折損したため、操舵不能となったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・発航前の検査において、操舵機室内の点検を行うこと。